

三菱重工業株式会社

〒108-8215 東京都港区港南二丁目16番5号  
電話:03-6716-3111(大代表)お問い合わせ先 広報・IR部広報グループ  
電話:03-6716-2168(直通)  
中村(健)・小田

## 退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストックオプションの導入について

三菱重工業はこのたび、役員待遇制度を改定し、退職慰労金制度を廃止いたします。また、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、役員待遇制度改定の一環として社外取締役を除く取締役に対し、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することといたします。

つきましては、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の定時株主総会に下記のとおり提案する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

(注) 現在の当社の役員報酬は、月例報酬、役員賞与、ストックオプション及び退職慰労金から構成されておりますが、改定後の当社の役員報酬は、月例報酬、株式報酬型ストックオプション、業績連動型報酬(従来の賞与に相当)で構成されることになります。

### 記

#### I. 退職慰労金制度の廃止

平成18年6月28日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止し、同総会で選任され、重任予定の取締役及び在任中の監査役に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の退職慰労金を打切り支給することとする。

#### II. 社外取締役を除く取締役に対して付与するストックオプション報酬等の額及び内容

##### 1. 新株予約権の発行価額総額の限度額

過去のストックオプション付与実績、退職慰労金制度の廃止、その他諸般の事情を勘案し、本年は総額2億円とする。この発行価額総額の限度額の範囲内で、新株予約権を発行する。

##### 2. 付与する新株予約権の具体的な内容

###### (1) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

###### (2) 各新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たり当社普通株式1,000株とする。

###### (3) 付与する新株予約権の個数

付与する新株予約権の個数は、取締役会決議に基づき、上記1.に定める新株予約権の発行価額総額の限度額の範囲内で、本新株予約権の発行価額の総額を定め、これを本新株予約権の発行に係る取締役会決議日前日の株価、一定の基準により算出された株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される本新株予約権1個当たりの公正価値をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を限度とする。

- (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1,000 円
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成 18 年 6 月 29 日から平成 48 年 6 月 28 日までの期間で取締役会の定める期間
- (6) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

※1 本新株予約権につきましては、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬の請求債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、定時株主総会承認後の取締役会決議により発行する予定です。(本新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正価値相当額とします。)

本新株予約権の発行は、取締役の当社に対する報酬請求債権と当該新株予約権の公正価値相当額である払込金額を相殺することにより行うことから、有利発行には該当いたしません。

※2 なお、取締役ではない当社執行役員に対しても、報酬として株式報酬型ストックオプションを付与することにつきましては、既に 4 月 28 日にお知らせしていますが、その具体的な内容は上記 II-2 に記載のとおりであります。

担当窓口：人事部

以上